

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月25日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月9日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成19年2月2日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）門の池地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）帆山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）奥宮池地区	〃